

業務委託仕様書

- 1 業務委託名称
令和8年度技術分野におけるDX人材育成研修業務委託
- 2 履行期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- 3 履行場所
本市指定場所
- 4 研修名
技術分野におけるDX人材育成研修
- 5 研修実施の概要と目的
本業務委託は、都市・インフラ分野のDX推進に資する人材の育成に向けた研修を実施するものである。
大阪市では、令和5年3月に策定した「[大阪市DX戦略](#)」に基づき、全庁的なDXを本格的に進めていくこととしており、この戦略の視点のひとつとして「都市・まちDX」を掲げ、便利・安心・安全に暮らせる、魅力・活力のあるまちの実現に向けた取組を推進することとしている。令和6年度には、データやデジタル技術の活用を前提に、都市・インフラ分野のDXの取組を進めるため、国土交通省の「i-Construction 2.0」などのインフラ分野のDXの取組の推進も背景としながら、将来像を想定したうえで取り組むべき事項の具体化を図った「[都市・まちDX推進計画](#)」を策定した。
大阪市では、「都市・まちDX推進計画」に基づき、都市・インフラ分野のDXの取組を着実に推進しているところではあるが、データの体系的なデジタル化から取り組む必要がある業務は未だ残る。都市・インフラ分野の事業の多くは、専門技術を有する技術職員が担っているが、技術職員の多くは日常の実務においてデータ・デジタル技術に触れる機会が少ない。
都市・インフラ分野のDXをさらに推進するためには、DXに取り組むことの重要性を理解し、利用者を意識したサービスデザイン思考のもとDX推進に向けた企画検討ができる技術職員の人材育成が必須である。また、都市・インフラ分野の事業に従事する組織が一丸となってDXを推進するためには、技術職員にとどまらず、同分野の事業に従事する事務職員も、都市・インフラ分野のDXに必要な基礎知識を理解することが望ましい。
本市においては、本業務委託とは別に、事務職員・技術職員を含めた全職員を対象とするDX研修を実施しており、なぜDXが必要であるかといった基本的なマインドの醸成からどのようにデータ・デジタル技術を活用するかといったスキルの取得まで、一般的な内容を扱う階層別の人材育成を令和5年度から実施している。
本業務委託においては、DX概論とは異なり、都市・インフラ分野の技術に特化し、DXリテラシーやスキルを学ぶための研修を実施する。技術職員に対して、最新技術を体感させたうえで、実業務でのデジタル技術の活用に向けた企画等の体験を通して、DXを推進することの理解を深めるための集合研修を実施するほか、技術職員に限らず、都市・インフラ分野の事業に従事する事務職員等を対象としたeラーニングにより、自らの業務におけるデジタル化の段階（デジタイゼーション/デジタルライゼーション/DX）を振り返る契機を与え、技術を自律的に習得し活用するマインドを醸成するとともに、「都市・まちDX推進計画」における「都市機能の高度化」、「公共施設の機能維持向上」の切り口から先行事例や新技術を紹介する。

6 研修目標

- ・ 技術職員に対し、最新技術を体感させ、実業務でのデジタル技術の活用に向けた企画等を体験させる集合研修を実施することにより、都市・インフラ分野のデジタル新技術について具体的・実践的な知識を習得させ、デジタル化推進の理解を深めさせる。
- ・ 技術職員その他、都市・インフラ分野の事業に従事する事務職員、同分野に興味・関心を有する職員等を対象としたeラーニングを活用した研修(以下「eラーニング研修」という。)を実施することにより、受講者自身に業務のデジタル化の段階を振り返る契機を与え、新技術を自律的に習得し活用するマインドを醸成するとともに、「都市・まちDX推進計画」における「都市機能の高度化」、「公共施設の機能維持向上」の切り口から先行事例や新技術を紹介する。

7 受講対象者及び人数

(1) 集合研修

都市・インフラ分野において、実務を推進する中心的な職階である係長級技術職員（職種：土木・建築・機械・電気など）約60人

(2) eラーニング研修

必須受講者と任意受講者を設定する。

- ・ 必須受講者
技術職員 約2,400人
- ・ 任意受講者
都市・インフラ分野の業務に従事する事務職員、同分野に興味・関心を有する職員等（最大3,500人程度を想定）

(1)及び(2)いずれについても、受講者により職種・業務内容やデジタル知識レベル等が異なる。

8 研修手法及び内容

(1) 集合研修

ア 研修手法

項目	内容
実施形式	座学研修（半日1回）とグループワーク研修（半日1回）を1セットで実施する 集合研修の運営計画上、最適な人数規模を考慮し、2セット以上実施すること
1セットの実施日数	半日（午後）×2回 研修時間帯は原則13時30分から17時30分とすること ※上記実施時間の冒頭5分及び後ろ10分程度は、発注者からの事務連絡等を実施する
実施時期	契約日から令和8年12月11日（金）を想定

イ 研修内容

集合研修は、(A)座学研修、(B)グループワーク研修によって構成する。いずれについても、効果的な知識・スキル習得につながるよう、講義、グループ討議・演習・発表など、ふさわしい手法を適切に取り入れ、具体的で実践的な研修を構成すること。研修の進行に際しては、受講者が活発・積極的に質問や討議を実施できるような工夫をすること。

(A) 座学研修

グループワーク研修のテーマを前提に、グループワーク研修での議論が活発化することを目的として、都市・インフラ分野（土木、建築、機械、電気など）におけるデジタル技術（カメラなどのウェアラブルデバイス、ドローン、3次元データ、図面・点検など

の各種データ活用、データプラットフォーム、IoT、AI（生成AIを含む）、レーザーキャナなど）の活用企画・導入・実装の考え方を解説する座学研修を行う。

解説にあたっては、本市において既に取組・導入しているテクノロジーにかかるガイドライン等との齟齬が生じないように考慮すること（ガイドライン等の情報は契約後に提供する）。

デジタル技術にかかる知識の深度化、課題解消を行うため、講師からの実機や映像による解説に加えて、講師等との質疑応答も実施するなどの工夫をすること。

グループワーク研修での議論の活性化に向けて、効果的な新技術の実機操作など、受講者が自ら（全員でない場合においても数名以上）新技術について、3つ以上の実体験ができる環境を用意すること。なお、デモ動画視聴のみのような、eラーニング動画にて同等の学習ができるものは、「実体験」として認めない。

実体験できるデジタル技術については、都市・まちDXの推進に資するものであり、かつ、受講者がその技術の導入について、(B)グループワーク研修を合わせて受講することで「自分ごと化」できるもの（当該技術の導入が、都市・インフラ分野の業務改善・改革につながると理解でき、自ら導入に取り組んでみようと思意を持つもの）を選定すること。

(B) グループワーク研修

(A) 座学研修での学びを活かし、デジタル技術の導入を「自分ごと化」できるよう、都市・インフラ分野に関するテーマ（「施設の維持管理」、「防災・減災」、「省エネルギー」、「まちづくり」等、受注者からの提案をもとに、本市と協議の上決定）を設定し、実業務にかかるデジタル化推進の取組の企画を体験するワークショップ等を実施する。

受注者のファシリテーションのもと、意見交換を行い、デジタル技術活用について考えることを体験し、グループ討論の白熱やアイデアの創出しやすい環境づくり等の工夫を実施すること。

ファシリテーター役については、グループワークの円滑な進行のために必要と判断する人数を配置すること。

ウ 教材準備

受講者の理解を補助する教材として、受注者は集合研修全般におけるテキスト等教材を作成すること。内容は受注者からの提案及び受発注者間の協議によるが、当該年度における最新技術動向・ガイドライン等を十分に調査・反映したものとし、グラフ等の各種掲載情報は最新のものを採用すること。

作成した教材については、受講者及び事務局職員全員に対し、受講時のメモや後日の復習を適切に実施できるよう、データ及び紙媒体で配付を行うこと。（スクリーン投影のみの運用は認めない。）

エ 講師

集合研修の講師については、研修内容に関して豊富な実績と実務経験を有する候補者を選定すること。また、万一、講師に不都合が生じた場合は、同等以上の講師を手配すること。

オ 運営

講師・受講者の応対及びサポート、研修会場の設営及び終了後の撤収作業を含め、集合研修実施日の運営は、事前に発注者と十分調整の上、受注者が実施すること。

また、発注者から提供する受講者名簿に基づき、受講者の出欠を管理すること。

欠席者がした場合、事後的にキャッチアップが出来るよう、(A)座学研修については、録画データ等、当日の研修内容がわかる資料の提供を行うこと。TV会議システムで実際に講義をしている模様を録画したもので可とするが、録画環境は受注者において用意すること。録画データは、表示する研修資料が読み取れる解像度を有すること。録画に際して必要となる経費は受注者の負担とする。

なお、(B)グループワーク研修については録画不要とする。

カ 研修会場

集合研修の会場については、受注者負担により用意すること。発注者は研修会場を提供しない。会場は大阪市内に限るものとする。会場の確保の他、研修に必要な機材・備品・消耗品等（受講者が使用するPC、通信環境、ホワイトボード等を含む）、一切について、受注者負担により準備すること。

キ 経費の負担

集合研修の実施に必要な経費はすべて本業務委託の委託料に含む。開催場所の確保等にあたり、発注者は追加の費用負担を行わない。

ただし、受講者の交通費については、発注者において別途負担する。

(2) eラーニング研修

ア 研修手法

項目	内容
実施期間 (受講可能期間)	開始日(受発注者間の協議による)～令和8年12月11日(金)を想定 ※受講可能期間は20開庁日以上確保すること。
実施形式	動画コンテンツ一式(「動画コンテンツ」「動画コンテンツにおいて画面投影する資料」「動画コンテンツにおける音声解説の読み上げ原稿)」による

イ 研修内容

令和6年度に作成済のeラーニング資料(大阪市保有)と、本業務委託にて新規作成する動画コンテンツ一式(詳細は5ページ「ウ 動画コンテンツ一式の作成」参照)により、受講者に自主学習をさせるものである。令和6年度作成済のeラーニング資料による学習は、発注者にて実施した上で、実施結果の生データを受注者に提供することを想定しているが、取り扱いの詳細は協議により定めるものとする。受注者は、30分程度の動画コンテンツ一式を新規作成し、受講者に自主学習させること。

令和6年度に作成済の動画コンテンツについては、著作権の観点から、受注者には提供しない。ただし、本業務委託の実施内容検討のために必要となる情報や、令和6年度動画コンテンツ利用時のテスト・アンケート内容は、契約締結後に別途提供する。

本業務委託にて受注者が新規作成する動画コンテンツ一式による自主学習用の視聴環境については、研修結果分析・報告の実施(詳細は6ページ「(3) 研修結果分析・報告」参照)に必要なテスト・アンケートの実施環境と合わせて、発注者にて提供することができるが、受注者にて用意することも認める。発注者にて提供可能な視聴環境は大阪市eラーニングシステムと大阪市庁内ポータル2種類であり、コンテンツ視聴環境別の発注者負担による対応可否は本ページ下段の表に記載のとおりである。大阪市の環境利用にあたっては、大阪市内部での手続きが必要となるため、大阪市eラーニングシステムの利用を希望する場合、受注者は、研修開始日のおよそ1カ月前(厳密には1カ月に加え、3開庁日前)までに、大阪市庁内ポータルの利用を希望する場合、研修開始日の3開庁日前までに、受注者はコンテンツを納品すること。なお、いずれの学習環境を選択した場合も、委託料の変更は行わない。

コンテンツ視聴環境別の発注者負担による対応可否

		コンテンツ視聴環境		
		大阪市 eラーニングシステム	大阪市 庁内ポータル	受注者提供環境
発注者負担に	動画コンテンツ一式の掲載	可能		不可
	アンケート・テストの実施	動画コンテンツと同時にアンケート・テストを納品する場合可能。なお、生デ	不可	

よる 対 応 可 否		一タの取得は発注者で行うが、分析は実施しない。	
	受講対象者登録	可能	不可
	受講者別受講状況把握	可能	不可
	受講勧奨	未受講者に限定した受講勧奨が可能	未受講者に限定した受講勧奨は不可。 全職員宛メールによる受講勧奨は可能。

- ※ 発注者にて対応「不可」の内容については、必要に応じて受注者負担により実施すること。
- ※ e ラーニング実施にあたり、発注者側の担当者は受講対象者の氏名・メールアドレス等の個人情報を受注者に提供しないが、アンケート等により受講者本人に氏名等の申告を求めることは認める。なお、研修結果分析・報告の実施(6ページ(3)参照)に必要な情報(所属別の受講対象者数等)は提供することができる。

ウ 動画コンテンツ一式の作成

令和6年度に作成した動画コンテンツは、全部で60分程度の基本的・網羅的なものである。国土交通省のインフラDX等の資料を参考に、都市・インフラ分野におけるDXを紹介の上、具体的なデジタル技術を提示している。しかし、「都市・まちDX推進計画」策定前に完成したことから、「都市・まちDX推進計画」の概説及び同計画の推進に資する先進事例や技術等に関する内容が不足している。

そこで、本業務委託においては、受講者自身に業務のデジタル化の段階(デジタイゼーション/デジタルイゼーション/DX)を振り返る契機を与え、新技術を自律的に習得し活用するマインドを醸成するとともに、「都市・まちDX推進計画」の概要を解説の上、同計画における「都市機能の高度化」「公共施設の機能維持向上」の切り口から、先行事例・新技術を紹介するための研修資料として、動画コンテンツ一式を作成すること。

動画コンテンツ一式とは、「動画コンテンツ(30分程度)」「動画コンテンツにおいて画面投影する資料」「動画コンテンツにおける音声解説の読み上げ原稿」の3点とする。音声によらず、「動画コンテンツにおいて画面投影する資料」及び「動画コンテンツにおける音声解説の読み上げ原稿」の文字情報による学習を希望する者も想定されることから、学習環境には、3点いずれも掲載すること。

動画コンテンツについて、陳腐化するまで、内容によっては数年間の利用を想定しているため、陳腐化した部分の差し替えをしやすいよう、例えば15分の動画を2本作成するなど、構成を工夫すること。

動画作成内容の詳細は受注者の提案及び受発注者間の協議による。「動画コンテンツ」「動画コンテンツにおいて画面投影する資料」「動画コンテンツにおける音声解説の読み上げ原稿」いずれについても、学習資料としてふさわしい完成度とすること。受講者の専門性に相当のばらつきが想定されることから、受講者の知識レベルについては「初学者」を想定すること。

【参考】

令和6年度作成の動画コンテンツの取り扱いテーマは以下のとおりである。いずれも陳腐化してはならず、令和8年度においても研修資料としての使用に耐えるが、取り扱いテーマのひとつであるAIは進化の著しい領域である。このため、動画コンテンツ「協業パートナーとしてのAI活用」については、受注者の提案と受発注者間の協議により、本業務委託にて作成する動画コンテンツと差し替えを行う可能性がある。

- ・ 都市・インフラ分野におけるDX
- ・ テクノロジー活用によるインフラ管理業務の効率化
- ・ 協業パートナーとしてのAI活用
- ・ デジタルツインによる可視化とシミュレーション
- ・ ウェアラブルデバイスと仮想空間の活用
- ・ データプラットフォーム活用とデジタル技術情報の収集

(3) 研修結果分析・報告

研修の効果測定のため、集合研修及びeラーニング研修についてアンケートやテストを作成・実施し、実施結果を踏まえた研修効果の分析の上、研修全体の講評を実施すること。また、分析結果を踏まえ、次年度以降の研修の企画・実施に向けた提案を行うこと。これらについては、実施状況報告書として契約期限内に発注者に報告すること。実施状況報告書について、実施結果、分析結果等を掲載するにあたっては、見やすいグラフや表の利用等により、結果を視覚的に理解できるよう工夫を行うこと。また、受講者の所属単位の受講率やテスト結果の分析を必ず行うこと。

分析の視点として、受講者の受講前後の知識習得意欲、知識レベル、研修に対する理解度、研修の満足度等が考えられるが、詳細は受注者の提案と受発注者間の協議による。

実施状況報告書については、12月28日(月)時点で速報版を提出すること。速報版の記載内容には、集合研修及びeラーニング研修の実施結果概要及び次年度に向けた改善提案の概要を求めるものとし、特に集合研修については、生データの集計のみの内容は認めない。速報版の詳細は受注者の提案及び受発注者間の協議による。

集合研修のテスト・アンケート等は受注者環境において実施すること。eラーニング研修における大阪市のアンケート環境の利用は、大阪市eラーニングシステムを用いて研修コンテンツの視聴を実施する場合に限り可能であり、研修動画コンテンツと同時納品を必須要件とする。大阪市eラーニングシステムを用いた動画視聴を実施しない場合、eラーニング研修のテスト・アンケート等は受注者環境において実施すること。なお、受注者環境でテスト・アンケートを実施したもののについては、取得した生データを大阪市へ提出すること。

9 実施スケジュールについて

研修日程はイメージであり、最終的には受注者と発注者の協議によって決定するため、より効果的な方法があれば提案を行うこと。ただし、次年度の研修計画策定に必要であることから、研修結果分析・報告について、速報版の提出が12月28日(月)を超えることは認めない。

(1)集合研修及び(2)eラーニングいずれも、12月11日(金)までに完了することを想定しているが、12月28日(月)までに速報版の報告が可能となる範囲であれば、前後することを認める。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(1)	キックオフ	集合研修準備			集合研修実施		研修結果分析・報告 速報版：12月28日(月)〆 完成版：協議により定める			
(2)-1		動画コンテンツ一式作成		手続 1ヵ月	eラーニング研修実施					
(2)-2		動画コンテンツ一式作成			eラーニング研修実施					

受注者提案に基づき
受発注者協議で決定

凡例 受注者業務 発注者業務

10 委託内容

受注者は「8 研修手法及び内容」に沿った研修を実施すること。また、研修の実施に当たっては次の事項に従うこと。

(1) 実施にあたっての全体事項

打合せを行った際には、議事要旨等、協議の記録を作成し、速やかに発注者に提出の上、発注者の承認を得ること。

(2) 業務詳細

ア 業務実施計画書の作成及び提出

本業務を実施するに当たって、業務管理責任者を含む実施体制や、実施スケジュール、集合研修及びeラーニング研修の概要を含めた業務実施計画書を作成し、契約後速やかに発注者に書面で提出すること。

本業務委託においては、「都市・まちDX推進計画」の解釈や、大阪市が都市・インフラ分野のDXを推進するにあたって特に有効な最新技術など、研修資料の品質確保にむけて受発注者間で共通認識の形成を必要とする事項が存在することから、実施スケジュールの作成にあたっては、受発注者間の協議日程を十分に考慮すること。

イ 研修の企画立案

- ・各研修の日程及び実施日数については、「8 研修手法及び内容」をベースとしながら、発注者と受注者との間で協議の上、決定すること。
- ・発注者と十分な打合せ等を行い、事前に発注者と協議・確認の上、契約後速やかに次のとおり研修全体の詳細を記載した研修計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

研修計画書に記載が必要な項目

集合研修	実施期間、実施場所、講師・ファシリテーター・教材概要、研修プログラム、実機操作の概要、ワークショップテーマ、効果的な研修実施に向けた工夫、テスト/アンケート項目概要 その他必要事項
eラーニング研修	実施期間、コンテンツ概要、提供方法、テスト/アンケート項目概要 等

11 納品物

以下のとおり作成の上、納品すること。

No.	項目	概要	詳細掲載箇所	納品形態	期限
1	業務実施計画書	本業務委託における全体計画。実施体制、実施スケジュール、集合研修及びeラーニング研修の概要。	10 委託内容 (2) 業務詳細 ア 業務実施計画書の作成及び提出	電子	契約後速やかに
2	研修計画書	集合研修及びeラーニング研修における個別実施計画。	10 委託内容 (2) 業務詳細 イ 研修の企画立案	電子	契約後速やかに
3	議事要旨等	打ち合わせ後、合意内容を確認するための資料	10 委託内容 (1) 実施にあたっての全体事項	電子	打ち合わせ後速やかに
4	集合研修教材	集合研修全般のために作成したテキスト等教材。	8 研修手法及び内容 (1) 集合研修 ウ 教材準備	電子及び紙。 紙は70部とする。	受注者提案に基づき協議により定める
5	集合研修(A)座学研修の録画データ	座学研修当日の録画データ。主にキャッチアップ用であるため、1日分でよい。	8 研修手法及び内容 (1) 集合研修 オ 運営	電子	受注者提案に基づき協議により定める

6	eラーニング研修教材	eラーニング研修のために作成した動画コンテンツ一式。	8 研修手法及び内容 (2) eラーニング研修 ウ 動画コンテンツの作成	電子 動画については、mp4形式等とする。	受注者提案に基づき協議により定める
7	テスト・アンケート	研修結果分析のために作成したテスト・アンケート	8 研修手法及び内容 (3) 研修結果分析・報告	電子	受注者提案に基づき協議により定める
8	テスト・アンケート結果 (生データ)	研修結果分析のために実施したテスト・アンケートの生データ。 (受注者実施分のみ提出)	8 研修手法及び内容 (3) 研修結果分析・報告	電子	受注者提案に基づき協議により定める
9	実施状況報告書	研修結果分析及び次年度に向けた提案	8 研修手法及び内容 (3) 研修結果分析・報告	電子	速報版 12月28日(月) 完成版 受注者提案に基づき協議により定める

各種資料は指定する日までに指定する納品形態で提出するとともに、実施状況報告書の完成版提出時に、DVD-R等にて電子データで提出すること。内容及びデータ形式については発注者と事前に十分調整を行い決定すること。

「4 集合研修教材」、「6 eラーニング研修教材」について、契約期間にかかわらず、内容が陳腐化するまでの間、大阪市職員限りの内部資料として、大阪市職員の研修やDXに対する理解向上のために活用する。「5 集合研修(A)座学研修の録画データ」について、大阪市職員限りの内部資料とし、当日欠席した職員のキャッチアップ等のために活用する。

- 12 インターネット環境によるeラーニング研修及びテスト・アンケートの実施上の注意事項
本業務において、受注者がインターネット環境を利用し、eラーニング研修及びテスト・アンケート等を実施するにあたっては、「大阪市ホームページウェブアクセシビリティ方針」(http://www.city.osaka.lg.jp/main/site_policy/0000000143.html)及び大阪市情報セキュリティ対策基準(契約後に提供する)に定める事項を準拠すること。

13 守秘義務

本業務に関して、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守すること。本業務に関して、受講者から提出を受けたテストや課題のデータを含め、本市から提供を受けた資料等については、業務終了後速やかに返却もしくは破棄すること。また、本市から提供を受けた資料等については、本市の許可なく複写または複製してはならない。

14 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えること若しくは再委託金額を明らかにできないことがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

15 その他

- ・受注者は、契約書及び仕様書に基づき、常に発注者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- ・集合研修の研修受講人数は、研修実施日数の増減が不要な範囲内で変更になる場合があり、eラーニングは任意受講者が多く受講者数の大幅な変動が見込まれるが、受講者数の変更に伴う契約金額の変更は行わない。
- ・研修実施にあたり必要な事項は、十分協議のうえ決定すること。
- ・講師、運営者の交通費、宿泊代、食事代、会場の賃料等、この業務に付随する必要な経費はすべて受注者の負担とすること。
- ・契約締結後に研修日程の調整を行うが、本市が仕様書等で指定している期間内で複数の候補日を提示できるようにすること。
- ・次の場合においては集合研修の実施を延期し、実施日を再調整する。延期後の実施内容は、受発注者間の協議により定める。延期後の実施に必要な経費一切は受注者の負担とする。
午前11時時点で大阪管区气象台が大阪市内に「特別警報」「暴風警報」を公表している場合
- ・本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議すること。

16 担当者

大阪市デジタル統括室スマートシティ推進担当 竹中・井上
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市役所本庁舎地下1階
電話番号：06-6208-7884
E-mail：bb0006@city.osaka.lg.jp

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。